

日進市住民投票条例の改正（投票資格者年齢引き下げ） に関する意見を募集します。

- 日進市では、自治基本条例の規定により、市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができるとしております。また、住民投票の請求や投票資格者など、住民投票の実施に必要な事項については、日進市住民投票条例に定められています。
- 公職選挙法等の一部改正に伴い、平成28年6月から選挙権を有する者が年齢満20年以上から年齢満18年以上に引き下げられることから、次のとおり日進市住民投票条例を改正します。つきましては、改正に際して、広く皆様の意見を募集いたします。

■改正内容

- 住民投票の投票資格者（日進市住民投票条例第3条第1項）の年齢を、「**満18年以上**」とする条例改正を行う。
 - ※ 現在の投票資格者の年齢は満20年以上
- 改正条例の施行日は、平成28年6月19日とする。
 - ※ 改正公職選挙法の施行日と同じ。

■閲覧及び意見の提出期間

平成28年1月8日（金）から2月8日（月）まで

※ 郵送の場合は、2月8日（月）必着

■意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は名称、代表者の氏名）を明記の上、①郵送、②FAX、③電子メール、④直接持参、のいずれかの方法で日進市役所企画政策課へ提出してください。

※ 添付の意見提出用紙をご利用ください。（任意様式による提出も可）

注意事項

- 1 ご意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。
- 2 電話、口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。
(ただし、特別な配慮を要する場合は、お申し出ください。)
- 3 提出された意見の概要等は、個人を特定できる情報を除き、ホームページで公表することがあります。
- 4 収集した個人情報、日進市個人情報保護条例に基づき、適切に管理します。
ご本人の同意なく第三者に提供することはありません。

お問い合わせ・意見提出先

〒470-0192 (住所不要) 日進市役所企画部企画政策課
電話：0561-73-3176 (直通) FAX：0561-73-8275
E-mail：seisaku@city.nisshin.lg.jp

日進市住民投票条例（現行）の概要について

■住民投票の対象（日進市に関わる重要な事項）（第2条）

市及び住民全体に直接の利害関係を有するもので、住民にその賛否を問う必要があると認められる事項をいいます。ただし、次に掲げる事項を除きます。

- (1) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (2) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項

■投票資格者（第3条）

満20年以上日本国籍を有する人で、引き続き3ヶ月以上、本市の住民基本台帳に記録されている人です。

■住民投票の請求及び発議（第4条）

住民（投票資格者）、市議会、市長の三者が住民投票の請求又は発議をすることができます。

住民：投票資格者総数の6分の1以上の署名を集めて、市長に住民投票の実施を請求することができます。

市議会：議員定数の12分の1以上の賛成を得て提案し、議決を経て、市長に住民投票の実施を請求することができます。

市長：自ら発議することができます。

■住民投票結果（第19条）

市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。